岩手県告示第121号

平成21年11月4日付け官報第5187号登載保安林の指定施業要件を変更する件(平成21年農林水産省告示第1550号)の内容について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 北上市口内町長洞2の1、2の2、2の7、2の10、2の12
 - (2) 所在が不分明である通知の相手方 小野良道、菅野嘉藏、菅野與惣治、菅野真吉、菅野甚吉、菅野助右工門、菅野清三郎、菅野清吉、菅野千松、菅野忠七、菅野長右工門、菅野富藏、菅野忠之丞、菅野ヤス、菅野勇吉、菊池伊代吉、菊池幸之助、後藤與治右工門、後藤與兵衛、菊池武兵衛、後藤ミヤヨ、昆野丑松、昆野亀治、昆野亀右工門、昆野勘之丞、昆野勘兵工、昆野菊松、昆野金藏、昆野與五郎、昆野三之丞、昆野三之助、昆野周右工門、昆野清作、昆野富藏、昆野昌吉、昆野松之助、昆野已之藏、昆野春治、昆野彦十郎、昆野理助
- 2 通知の内容を掲示した場所 北上市役所